

公告

広陵町地域公共交通計画策定委託業務に係るプロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和8年6月15日

広陵町長 吉村 裕之



1 業務の概要

(1) 業務の名称

広陵町地域公共交通計画策定委託業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の内容

別紙「広陵町地域公共交通計画策定委託業務 仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日（金）まで

(4) 事業費上限額

12,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

2 委託予定者の選定

本業務の委託予定者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行う。

合格基準点は60点以上とし、提案事業者が1者の場合であっても、審査の結果、合格基準点(60点以上)に達していれば委託予定者とする。

3 事務手続及び事業スケジュール

(1) 公告日

令和8年6月15日（月）

(2) 参加表明書の提出期限

令和8年6月26日（金）正午まで

(3) 質問の受付

令和8年6月26日（金）正午まで

(4) 質問の回答

令和8年7月1日（水）

(5) 企画提案書等の提出期限

令和8年7月8日（水）17時まで

(6) 提案内容の審査（予定）日

- 令和8年7月15日(水)午後 及び 令和8年7月16日(木)午前 を予定
- (7) 選定審査結果通知
令和8年7月下旬を予定

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 広陵町の令和8年度における入札及び随意契約参加資格を有していること。有していない者は、参加表明書提出の前に速やかに手続を行うこと。
- (3) 参加表明書提出期限日以降において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 銀行の取引停止又は差押えを受けていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 過去5年間に地方公共団体との契約において、「地域公共交通計画」の策定又は公共交通に関する同種・類似の業務を仕様書「11 その他(2)」に記載する管理技術者及び主任担当者が誠実に履行した実績があること。ただし、アンケート調査業務や印刷製本業務等の業務の一部のみを受託した実績は含まない。

5 その他

詳細は、「広陵町地域公共交通計画策定委託業務に係るプロポーザル募集要領」及び「広陵町地域公共交通計画策定委託業務 仕様書」等参照